



第121回 定時株主総会
招集ご通知

日時

2025年6月27日(金) 10:00

場所

水道機工株式会社 本社7階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)



Suido Kiko

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、第121回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

昨年8月、水道機工は創業100周年を迎えました。記念事業として、企業理念に沿ったブランドイメージの統一や宣伝、お取引先・協力会社・販売店の皆様への感謝を伝えるパーティーなどを実施いたしました。株主の皆様をはじめとする多くの方々のご支援のおかげで節目を迎えることができ、改めて感謝申し上げます。

2025年度は、2023年3月に策定した中期経営計画の最終年度となります。市場環境の変化に柔軟に対応し、水道インフラを担うリーディングカンパニーとしての責任を果たすべく、社員一同がパイオニア精神で挑戦を続けてまいります。

これからも水処理技術と製品を通して社会貢献を続けてまいりますので、株主の皆様には、より一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2024年度に取り組んだ100周年事業

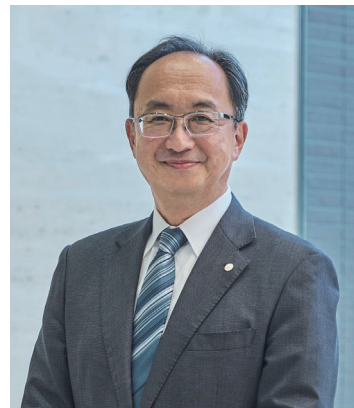
- | | |
|---------------|----------------|
| ① 周年ロゴ・デザイン作成 | ⑤ イメージムービー作成 |
| ② 記念パーティー開催 | ⑥ 周年特集記事の新聞掲載 |
| ③ 周年サイト作成 | ⑦ 駅や新聞などへの広告掲載 |
| ④ 周年誌作成 | ⑧ 緊急災害水支援チーム設立 |

水道機工グループ 企業理念

100年先も人と地球をつなぐ情熱で、
笑顔あふれる環境を技術と製品で創造し、
社会に貢献します。

2025年6月

代表取締役社長 古川 徹



株 主 各 位

証券コード 6403
2025年6月11日
東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
水道機工株式会社
代表取締役社長 古川 徹

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時30分～）
2 場 所	東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号 水道機工株式会社 本社7階会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3 目的事項	報告事項 1. 第121期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第121期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員を除く）7名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。なお、議決権行使の方法については、4ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

- 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第121回定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願ひ申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.suiki.co.jp>

(上記ウェブサイトのメニューより「株主・投資家情報」「株主総会」を順にご選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願ひ申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】<https://d.sokai.jp/6403/tei/j/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「水道機工」又は「コード」に当社証券コード「6403」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願ひ申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置事項を掲載した各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しています。但し、電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、上記の電子提供措置事項を掲載した各ウェブサイトに「第121回定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項」として掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記事項を含む監査対象書類を監査しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

①取極

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

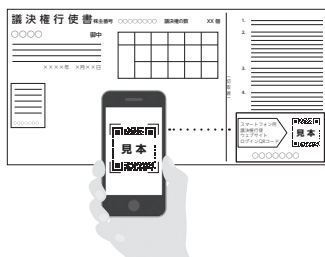
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

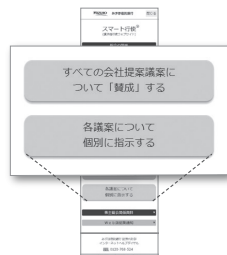
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



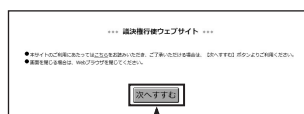
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

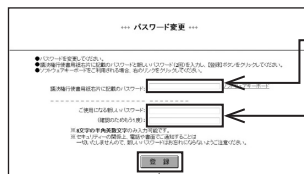
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の堅調な改善により緩やかな回復基調を維持してきましたが、足元では物価高の進展や米国の政策動向による影響が注視される状況で推移してまいりました。

当社グループの主力である上下水道水処理分野においては、水道インフラを取り巻く環境として、堅調な公共投資を背景に老朽化施設の更新投資は増加しているものの更なる耐震化並びに耐災害化への対応が求められる一方で、施設の老朽化や料金収入減少及び水道関連職員数の不足などの課題に直面している状況となっております。

当社グループとしては、このような状況の中で中長期的に水道インフラの課題解決に向けて大きな役割を担うべく中期経営計画並びに2030年目標として諸施策を掲げ実行しているところです。

当社グループでは、このような事業環境を踏まえ「2030年近傍における目指す会社の姿」として、浄水場設備におけるメンテナンス事業で営業利益6割を稼ぎ出す事業構造の転換を打ち出し、2023年から2025年の中期経営計画期間をその構造転換のための準備期間と位置付けており、本連結会計年度においても引き続き、グループ経営・総合力強化を柱に据え、グループ会社や事業の垣根を越えて、次の諸課題・施策を実行してまいりました。

- (1) グループ経営・総合力強化：グループ全体での諸課題の共有・実行、機能別組織下でのグループ内連携強化
- (2) メンテナンス事業の収益拡大：2030年目標達成に向けサービスステーション(*1)の拡充による基盤作り
- (3) 官民連携事業（PPP/PFI(*2)、DB/DBO(*3)）への対応強化：関連案件への参画拡大
- (4) 製造・開発機能の強化：製品製造・開発基盤の体制拡充と製品管理の一元化
- (5) グループ内人材交流推進：交流・融合推進のための役員、幹部派遣
- (6) M&A・アライアンスの推進：事業全般におけるM&A機会の探索

*1.既存納入顧客へのメンテナンスに即対応可能な技術サービス要員を配置した拠点。

*2. Public Private Partnership/Private Finance Initiativeの略で官民連携による公共施設等建設運営とその手法。

*3. Design Build(設計、施工)/Design Build Operation(設計、施工、運転管理)の略で一括発注方式での契約形態。

当連結会計年度の業績に関し、受注高は、グループ全体で326億35百万円（前期比33.0%増）と前期比で増加となりました。セグメント別の主な要因として、プラント建設では、浄水場設備更新や下廃水施設建設、工場向け排水処理設備の大型契約を締結し、またO&Mでは、メンテナンス案件の契約増加及び運転管理案件の新規契約受託並びに既存契約更新により、それぞれのセグメントで受注高が前期比で増加しました。この受注増加により、当連結会計年度末において、契約済み案件の受注残高は、461億80百万円（前期比16.9%増）となり過去最高額を更新する結果となりました。

売上高は、グループ全体で259億66百万円（前期比20.0%増）と前期比で増加となりました。セグメント別の主な要因として、プラント建設では、高水準の手持受注残高に対して工事施工・引き渡しを行い工事出来高並びに工事完工が堅調に増加し、また、O&Mでは、運転管理新規受託やメンテナンス案件の受注増加に伴う収益計上増加により、それぞれのセグメントで売上高が前期比で増加しました。

損益の状況については、増収並びに採算改善により売上総利益が増益となり、販売費及び一般管理費における事業拡大のための要員拡充等による人件費増加やサービスステーション設置等での経費増加を吸収し、営業利益は14億79百万円（前期比228.7%増）と前期比で増益となりました。経常利益は、為替差損、持分法による投資損失を計上した結果、13億76百万円（前期比108.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等調整額の計上により4億27百万円（前期比16.2%増）となりました。

当連結会計年度の業績指標の状況は、次の通りであります。

	第120期 (2024年3月期)	第121期 (2025年3月期)	前連結会計年度比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
受注高	24,529	32,635	8,105	33.0%
売上高	21,634	25,966	4,331	20.0%
営業利益	450	1,479	1,029	228.7%
経常利益	661	1,376	715	108.2%
親会社株主に帰属する当期純利益	367	427	59	16.2%

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[セグメント別の課題への取り組み概況及び業績]

[プラント建設]

(課題への取り組み概況)

1. 設備更新・施設建設案件受注並びに受注案件遂行に向けた取り組み
更新時期を迎えた浄水場設備や下廃水施設建設ニーズ等に対し受注活動を行ってまいりました。また、受注案件遂行と今後の更新需要への対応としてキャリア採用並びに新卒入社社員の育成を行ってまいりました。
2. 官民連携事業への対応強化
関連案件への参画機会を増やすとともに、営業、設計への対応要員の育成を通じて、更なる案件対応力のリソース強化や、製品並びにサービスの開発を進めてまいりました。
3. 製品製造・開発基盤の体制拡充と製品管理の一元化
新たにプロダクトエンジニアリングセンターを設置し、製品製造・開発基盤の体制拡充と当社製品管理の一元化を行い、高品質な製品・サービスの提供体制の実現を図ってまいりました。

(業績)

受注高は194億57百万円(前期比33.7%増)、売上高は166億15百万円(前期比20.3%増)、営業利益は8億53百万円(前期比298.9%増)となりました。

[O&M]

(課題への取り組み概況)

1. メンテナンス事業拡大への取り組み
 - (1) 機能統合の深化
浄水場設備のメンテナンスを担う株式会社水機テクノス（以下、水機テクノス）において、事業拡大のために営業、技術、メンテナンス、運転管理の機能統合の定着化並びに成果発現のための情報共有・人的交流促進を積極的に行うとともに、グループ内の民間工場向けメンテナンス機能の集約を行いました。
 - (2) サービスステーション設置拡大
顧客との接点の最前線であるメンテナンス窓口の機能強化のため、水機テクノスの主要拠点においてサービスステーションを新たに2か所増設し体制拡充により収益拡大のための基盤整備を進めました。
2. グループ内連携の強化
メンテナンス事業の拡大とグループ内の組織連携強化に向け人事配置並びに人材交流を図るとともに、管理間接部門の統合を図り、機能効率化に努めてまいりました。

(業績)

受注高は131億78百万円(前期比32.1%増)、売上高は93億50百万円(前期比19.5%増)、営業利益は6億16百万円(前期比191.7%増)となりました。

※報告セグメント区分の変更について

当連結会計年度より、事業部制を廃止し機能本部制組織へ移行したことから、報告セグメントの区分を「プラント建設」及び「O&M」に変更しております。

セグメント別受注高

セグメント区分	第120期 (2024年3月期)		第121期 (2025年3月期)		当連結会計年度末受注残高	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
プラント建設	14,550	59.3	19,457	59.6	33,947	73.5
O&M	9,979	40.7	13,178	40.4	12,233	26.5
合 計	24,529	100.0	32,635	100.0	46,180	100.0

セグメント別売上高

セグメント区分	第120期 (2024年3月期)		第121期 (2025年3月期)		前期比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
プラント建設	13,811	63.8	16,615	64.0	2,804	20.3
O&M	7,823	36.2	9,350	36.0	1,526	19.5
合 計	21,634	100.0	25,966	100.0	4,331	20.0

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

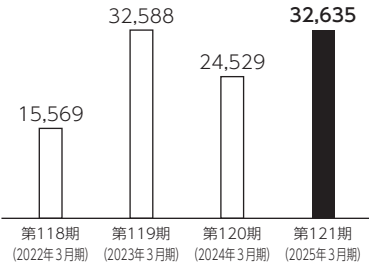
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

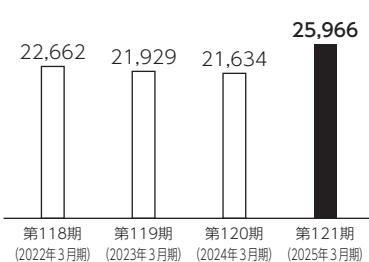
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

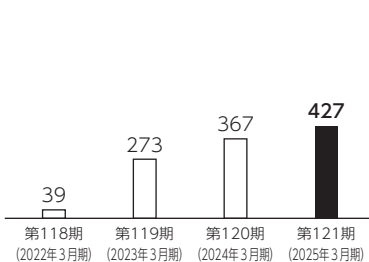
受注高 (単位：百万円)



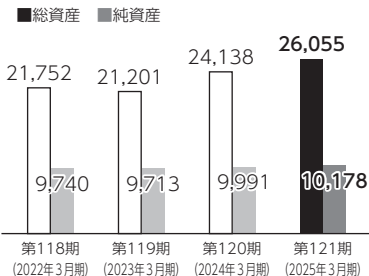
売上高 (単位：百万円)



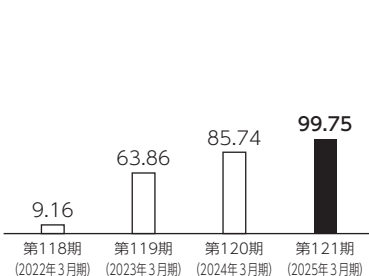
親会社株主に帰属する当期純損益 (単位：百万円)



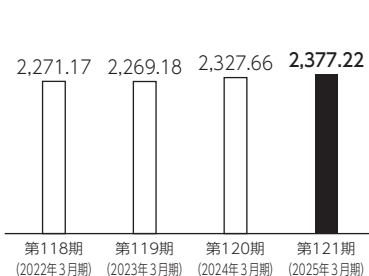
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純損益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第118期 (2022年3月期)	第119期 (2023年3月期)	第120期 (2024年3月期)	第121期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
受注高	(百万円)	15,569	32,588	24,529	32,635
売上高	(百万円)	22,662	21,929	21,634	25,966
親会社株主に帰属する当期純損益	(百万円)	39	273	367	427
1株当たり当期純損益	(円)	9円16銭	63円86銭	85円74銭	99円75銭
総資産	(百万円)	21,752	21,201	24,138	26,055
純資産	(百万円)	9,740	9,713	9,991	10,178
1株当たり純資産額	(円)	2,271円17銭	2,269円18銭	2,327円66銭	2,377円22銭

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純損益は、自己株式を控除した期中平均の発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する議決権比率 (%)	当社との関係
東レ株式会社	147,873	51.3	水処理用機械・機器等に使用する原材料の購入 水処理機械等の製品の提供・販売

(注) 商品の購入等については、市場での実勢を勘案して、価格及び取引条件が他の取引条件と同等水準となるよう検討し、決定しております。また、製品の販売等については、市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議により決定しております。当社取締役会は、このような取引条件を把握し、その適切性・妥当性を確認した結果、当社の利益を損ねるものではないと判断しております。

当社は、親会社との間で「グループ経営に関する契約書」を締結しております。当該契約は、グループ経営理念の共有とグループガバナンス並びにリスク管理等の在り方を取り決める内容となっております。なお、いずれの取り決めにおいても一般株主の利益に配慮する内容が盛り込まれており、当社の親会社からの一定の独立性は確保されていると判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社水機テクノス	80	100	水処理装置・機械の点検、修理 水処理施設の運転・維持管理
山田設備機工株式会社	20	100	水処理機械設備の製造

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は2社であり、持分法適用会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は259億66百万円（前期比20.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億27百万円（前期比16.2%増）となりました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しとしましては、国内景気は、緩やかな回復基調が続く見通しですが、上下水道分野におきましては、国土強靱化に向けた対策である耐震・耐災害化への投資として浄水場を含む急所施設へのインフラ投資拡大が見込まれるとともに、中長期的には国土交通省によるウォーターPPP(*1)推進や水道事業の広域連携の加速による老朽化施設の統合、更新が進められることにより、当社の対象となる市場は拡大する見通しです。

当社グループでは、中期経営計画における事業方針に基づき次の課題への取り組みをグループの柱に据えて引き続き事業基盤強化並びに拡大に努めてまいります。

セグメント区分	事業対象分野等	中期事業方針	当面の課題
プラント 建設	浄水場等の施設更新・建設	官需上水市場での発注形態の変化の中で、更新・建設事業における収益確保に加え、DB事業でのプレゼンス向上により浄水場更新・建設分野での現状収益の維持を図る。	受注量の維持・確保 事業基盤・要員体制の維持 新製品開発の推進
	民間向け用廃水施設建設等	東レの水処理素材/システムを活用した設備納入により、メンテナンス獲得のための顧客基盤拡大を図る。	受注量の拡大 将来のメンテナンス拡大
	浄水場向け標準製品製造販売等	浄水場向け製品の製造、開発拠点としての機能強化、整備を図る。	製造・開発体制の整備拡充
O&M	浄水場等のメンテナンス・保守等	浄水場等施設維持のためのメンテナンス対応ニーズが増加している顧客の状況から、潜在的な既設設備に対するメンテナンスニーズの掘り起しを強化し、安定的な収益基盤の確立を目指す。	受注量の拡大 事業基盤・要員体制の拡充
その他	SKME 関連事業(*2)	サウジアラビア事業からの撤退方針を維持し、リスク低減を図る施策を実行する。	リスク低減施策の実行 撤退手法の検討

*1.上下水道等の施設更新・整備に関する令和13年までの官民連携方式等を活用した国土交通省のアクションプラン。

*2. SKME社（Suido Kiko Middle East Co.,Ltd）によるサウジアラビアでの水処理プラント建設等の事業。

当社グループといたしましては、役員及び従業員全員が企業理念並びに中期経営計画を共有し、事業活動を通じた水インフラへの貢献をもとに全てのステークホルダーから信頼されることを目指してまいります所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援をいただきますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

セグメント区分	事業内容
プラント建設	上水道施設浄水設備、下水道施設水処理設備、産業用水及び廃水施設水処理設備等の製造、販売
O&M	上水道施設浄水設備、下水道施設水処理設備、産業用水及び廃水施設水処理設備等に関わるメンテナンス・保守・運転管理

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
支店	東北（宮城県仙台市）、東京（東京都世田谷区）、 名古屋（愛知県名古屋市）、大阪（大阪府吹田市）、 広島（広島県広島市）、九州（福岡県福岡市）、沖縄（沖縄県浦添市）
製造・開発拠点	プロダクトエンジニアリングセンター（神奈川県愛甲郡）

② 子会社

株式会社水機テクノス	本社	東京都世田谷区
山田設備機工株式会社	本社	青森県八戸市

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
プラント建設	285 (59) 名	16 (1) 名
O & M	344 (248) 名	29 (8) 名
合 計	629 (307) 名	45 (9) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（顧問・嘱託・契約社員）は（ ）内に期末人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
258 (59) 名	13 (1) 名	43.8歳	13.5年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（顧問・嘱託・契約社員）は（ ）内に期末人員数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	金額
東レ株式会社	19億80百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(関連会社に関する持分法による投資損失の概要等)

持分法適用関連会社であるSKME社への支援状況について

① 当連結会計期間におけるSKME社への支援状況

持分法適用関連会社である在サウジアラビア国のSKME社(当社出資比率49%)は、2024年3月期末時点で28億9百万円の債務超過となっておりますが、当社並びに現地パートナー（出資比率51%）は、SKME社の手持工事完工のために出資比率に基づき両株主が資金支援を行うことを合意し、融資を実行しております。なお、2025年3月期末時点での債務超過額は36億8百万円となり、両株主により資金支援として実行された融資額は33億26百万円となっております。

また、当社は、SKME社が締結する工事請負契約に関し、現地金融機関が発行する銀行保証等に対して全額の債務保証を行っておりますが、SKME社の債務超過額に対する当社負担額（「持分法適用に伴う負債」として計上）は、現地パートナーの資金支援実行により減少し、2025年3月末時点で2億24百万円（前年同期9億44百万円）となっております。

当社は、SKME社が請け負った建設工事について、顧客への引き渡しまでの契約上の義務を確実に履行させることが、不測のリスクを回避することに繋がると判断し、2024年3月期以降、現地パートナーとの合意のもとで出資比率に基づく資金支援や、当社からの債務保証や資金支援を先行して実行することで、手持工事案件の完工・引き渡しを進めてまいりました。その結果、2025年3月期において、主要な手持ち工事案件であった1件につきまして、2025年3月末に仮引き渡しを完了しました。

②SKME社への今後の支援について

今後につきましては、この仮引き渡しを通じ、確実な工事代金の回収に努め、契約工事の最終引き渡し完了による遅延ペナルティ等の回避、並びに契約工事に紐づく債務保証金額の減額を通じたリスク低減のため、一層の管理強化を図るとともに、出資比率相当の資金支援等の負担に関して現地パートナーとの協議を継続して行っておりまゐります。なお、未引当の債務保証額は、2025年3月期第4四半期末時点で39百万サウジリアル（15億69百万円）となっております。

また、主要な手持ち工事案件の今後の見通しについては、顧客からの了解のもとで運転開始を行った後1年間の運転管理期間を経て、2026年中に最終引き渡しを行う予定としております。

これらの対応を通じて、全ての契約済み工事の引き渡し完了に目途がつき次第、サウジアラビア事業からの具体的な撤退手法を最終決定いたします。本方針を踏まえ、引き続きSKME社の経営管理を強化し、損失額の圧縮並びに現地パートナーによる保証差入等を通じた債務保証リスクの低減に取り組んでまいります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 6,000,000株
- ② 発行済株式総数 4,295,968株
- ③ 株主数 1,913名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
東レ株式会社	2,191千株	51.2%
水道機工共栄会	186	4.4
株式会社データベース	120	2.8
MSIP CLIENT SECURITIES	118	2.8
株式会社電業社機械製作所	93	2.2
光通信株式会社	85	2.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	69	1.6
株式会社品川鐵工場	68	1.6
横手産業株式会社	54	1.3
株式会社みずほ銀行	53	1.2

（注）持株比率は自己株式（14,429株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	9,111株	4名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「(3)会社役員の状況 ③取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古川 徹	CEO兼COO 株式会社水機テクノス取締役会長
専務取締役	丸山広記	グループ経営企画部担当 管理本部担当
取締役	鷹栖茂幸	水処理事業本部本部長 企画管理部門・マーケティング部門担当
取締役	國分健吾	安全・品質担当 水処理事業本部副本部長、エンジニアリング部門担当
社外取締役	村上英治	一般財団法人郵政福祉 資金運用部長
社外取締役	藤本英昭	
社外取締役	大川和宏	アブドラ王立科学技術大学 (King Abdullah University of Science and Technology)教授
取締役（常勤監査等委員）	柴田宗孝	
社外取締役（監査等委員）	齋藤敏仁	
社外取締役（監査等委員）	竹内佐和子	学校法人東京音楽大学 特任教授

- (注) 1. 取締役村上英治氏、取締役藤本英昭氏、取締役大川和宏氏、取締役(監査等委員)齋藤敏仁氏及び取締役(監査等委員)竹内佐和子氏は、社外取締役であります。
2. 当事業年度中の取締役及び取締役(監査等委員)の異動は次の通りであります。
- ・2024年6月27日開催の第120回定時株主総会において、取締役として國分健吾氏、藤本英昭氏、並びに大川和宏氏が選任され、取締役（監査等委員）として柴田宗孝氏並びに竹内佐和子氏が選任され、就任いたしました。
 - ・2024年6月27日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって、取締役柴田宗孝氏、取締役上村順一氏、取締役（監査等委員）千田一夫氏、取締役（監査等委員）重松直氏は任期満了により退任いたしました。
3. 取締役村上英治氏は、長年にわたり銀行業務を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）齋藤敏仁氏は、長年にわたり事業会社において財務並びに内部監査業務を歴任された経験から、財務及び会計並びに内部統制に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査監督機能を強化するために柴田宗孝氏を常勤の監査等委員として選任しております。
6. 当社は、取締役村上英治氏、取締役藤本英昭氏、取締役大川和宏氏、取締役（監査等委員）竹内佐和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス及び委員会構成メンバー

氏名		企業 経営	マーケティング/ 営業	エンジニアリング 技術/開発	財務 会計	人事労務/ コンプライアンス/ システム	ガバナンス 委員会
取 締 役	古川 徹	○	○	○	—	○	○
	丸山 広記	○	○	—	—	○	—
	鷹栖 茂幸	○	○	—	—	—	—
	國分 健吾	○	—	○	—	—	—
	村上 英治	○	—	—	○	○	○
	藤本 英昭	○	—	○	—	—	—
	大川 和宏	—	—	○	—	—	—
監 査 等 委 員	柴田 宗孝	○	—	○	—	—	—
	齋藤 敏仁	—	—	—	○	○	—
	竹内 佐和子	○	—	○	—	—	○

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役村上英治氏、取締役藤本英昭氏、取締役大川和宏氏、取締役（監査等委員）柴田宗孝氏、取締役（監査等委員）齋藤敏仁氏、取締役（監査等委員）竹内佐和子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月23日開催の取締役会において、同年6月29日開催の定時株主総会での承認を前提として、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、決議内容につき各監査等委員への説明を十分に行い、意見を反映したうえで、決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや社外取締役が過半を占める監査等委員会からの意見が反映されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社は、同年6月29日開催の定時株主総会での決定に基づき、譲渡制限付株式による株式報酬制度を導入しており、2024年8月16日に同株式報酬の割当を行っております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りとなります。

a. 基本方針

当社は、グループの中長期的な企業価値向上と持続的成長に繋げるべく、役員報酬制度を構築し、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、株主総会により決議された各報酬総枠の限度額を上限に、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与、株式報酬により構成し、監査・監督機能を担う社外取締役並びに取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。また、業務執行を担う取締役の各報酬の額並びに配分については、ガバナンス委員会に諮問のうえ、同委員会からの答申を踏まえ適宜見直しを図るものとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬による現金支給とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案した原案をガバナンス委員会に諮問のうえ、同委員会からの答申を最大限尊重したうえで決定するものとする。

c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬としての賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績結果を反映した現金報酬とする。目標となる業績指標とその値は、予算策定時に全社並びに事業ごとに設定された値（営業利益）とし、その達成度並びに過去実績を考慮し、各取締役の業績貢献度合いに応じて決定し、毎年一定の時期に支給する。

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式による株式報酬とする。株主総会により決議された株式報酬総額枠及び総数を限度として、基本報酬額の20%から30%程度に相当する株式数を取締役就任後の一定時期に毎年付与するものとし、株式数は付与時点での時価をもとに決定する。

なお、業績連動報酬の額並びに非金銭報酬の額・数については、事業環境の変化や職位変動に応じて適宜ガバナンス委員会に諮問のうえ、同委員会からの答申を最大限尊重し見直しを行うものとする。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会（次項の委任を受けた代表取締役社長）はガバナンス委員会に諮問のうえ、同委員会からの答申を最大限尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分並びに株式報酬に関する割当株式数とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行きわたるよう、ガバナンス委員会に諮問のうえ、同委員会からの答申を求めるものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該意見の内容を最大限尊重し、決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	121 (7)	81 (7)	22 (-)	17 (-)	9 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18 (9)	18 (9)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 （うち社外取締役）	139 (16)	99 (16)	22 (-)	17 (-)	14 (8)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第112回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名となります。また、非金銭報酬として、2022年6月29日開催の第118回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、上記金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。同報酬制度は、原則として毎事業年度、対象取締役に對してガバナンス委員会の答申を踏まえた取締役会決議に基づき金銭報酬債権（年額30百万円以内）を支給し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式（年20,000株以内）について発行又は処分を受けるものです。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名となります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第112回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名となります。
4. 取締役の報酬等の総額には、2024年6月27日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名及び取締役（監査等委員）2名の在任中の報酬等の額が含まれております。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はございません。

二. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役が役員を兼任する親会社又は子会社等から、役員として受けた報酬等は該当がございません。

ホ. 業績連動報酬に関する事項

当社は、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の通り、業績連動報酬として取締役（監査等委員を除く）に賞与を支給しております。業績指標としては、各事業並びに一定期間の業績の予実比較が可能であることから、営業利益を採用しており、各事業における予算達成度及び過去実績を考慮し、賞与額を決定しております。各事業における営業利益の状況につきましては、「1. 企業集団の現況」「(1) 当事業年度の事業の状況」「① 事業の経過及び成果」に記載の通りとなります。

へ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長古川徹氏に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分、株式報酬に関する割当株式数の決定を委任しております。同氏は、事業全体を統括する立場にあるため個人別の報酬決定者として適任であると判断しております。なお、権限が適切に行使されるための措置につきましては、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の通りとなります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役村上英治氏は、一般財団法人郵政福祉 資金運用部長であります。当社と同法人の間には、人的・資本的・取引関係その他の利害関係はありません。

取締役大川和宏氏は、アブドラ王立科学技術大学(King Abdullah University of Science and Technology)の教授であります。当社と同大学の間には、人的・資本的・取引関係その他の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）竹内佐和子氏は、学校法人東京音楽大学特任教授であります。当社と同法人の間には、人的・資本的・取引関係その他の利害関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

八、当事業年度における主な活動状況

区分 氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 村上英治	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、経営経験並びに財務・会計における豊富な知識と見識をもとに、取締役会において公正かつ独立的な見地から積極的に意見を述べております。 当事業年度においては、特に株式市場の視点から企業価値向上のための情報開示施策や女性採用に関する多様性確保、M&A案件に対する投資回収に関する助言・提言を行うなど、当社取締役会における意思決定の妥当性、適正性を確保するために適切に役割を果たしております。 また、2024年6月以降ガバナンス委員会委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における諮問に対し、客観的・中立的立場で答申の検討並びに取り纏めに関与いたしました。
取締役 藤本英昭	当事業年度に開催された取締役会のうち取締役就任以降の14回全てに出席し、経営経験並びにエンジニアリング会社従事経験を通じた豊富な知識と見識をもとに、取締役会において公正かつ独立的な見地から積極的に意見を述べております。 当事業年度においては、特に事業運営並びに業績管理、関連会社に関する資金支援、M&Aにおける発案内容の精査や実行面での課題に関して助言・提言を行うなど、当社取締役会における意思決定の妥当性、適正性を確保するために適切に役割を果たしております。
取締役 大川和宏	当事業年度に開催された取締役会のうち取締役就任以降の14回全てに出席し、半導体関連の先端技術における開発従事経験並びに海外での教鞭及び学術経験を通じた豊富な知識と見識をもとに、取締役会において公正かつ独立的な見地から積極的に意見を述べております。 当事業年度においては、特に関連会社管理強化・支援に向けた取り組み及びM&Aにおける発案内容の精査や実行面での課題に関して助言・提言を行うなど、当社取締役会における意思決定の妥当性、適正性を確保するために適切に役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 齋藤敏仁	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また監査等委員会15回の全てにそれぞれ出席し、監査役経験並びに財務及び内部監査に関わる豊富な知識と経験をもとに、取締役会において、公正かつ独立的な見地から積極的に意見を述べております。 当事業年度においては、特に現状の内部統制並びにコンプライアンス遵守体制の拡充及び関連会社に関する資金支援に関して当社の現状の体制整備状況や財務リスクを踏まえた助言・提言を行うなど、取締役会及び監査等委員会における適法性、妥当性、適正性を確保するために適切に役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 竹内佐和子	当事業年度に開催された取締役会のうち取締役（監査等委員）就任以降の14回全てに、また監査等委員会のうち就任以降12回全てにそれぞれ出席し、社外取締役経験並びに水道PPP研究を通じた豊富な知識と見識をもとに、取締役会及び監査等委員会における適法性、妥当性、適正性を確保するために積極的に意見を述べております。 当事業年度においては、特にM&Aにおける発案内容の精査や実行面での課題及び現状の事業規模と将来の事業拡大に関する方向性に関して助言・提言を行うなど、当社取締役会における意思決定の妥当性、適正性を確保するために適切に役割を果たしております。 また、2024年6月以降ガバナンス委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における諮問に対し、客観的・中立的立場で答申の検討に関与いたしました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とするものといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、取締役（監査等委員）全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止の処分

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	20,794
現金及び預金	4,145
受取手形、売掛金及び契約資産	12,205
電子記録債権	1,469
有価証券	533
商品及び製品	0
仕掛品	205
原材料	333
立替金	1,838
その他	644
貸倒引当金	△582
固定資産	5,260
有形固定資産	2,216
建物及び構築物	1,047
機械装置及び運搬具	130
土地	850
その他	187
無形固定資産	209
投資その他の資産	2,834
投資有価証券	1,493
繰延税金資産	1,231
その他	109
資産合計	26,055

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	13,212
支払手形及び買掛金	3,129
電子記録債務	1,746
短期借入金	1,980
未払法人税等	481
契約負債	856
受注損失引当金	746
賞与引当金	688
預り金	2,389
その他	1,194
固定負債	2,664
退職給付に係る負債	2,354
持分法適用に伴う負債	224
役員退職慰労引当金	14
繰延税金負債	2
その他	67
負債合計	15,877
純資産の部	
株主資本	9,871
資本金	1,947
資本剰余金	1,537
利益剰余金	6,412
自己株式	△27
その他の包括利益累計額	306
その他有価証券評価差額金	389
為替換算調整勘定	△234
退職給付に係る調整累計額	152
純資産合計	10,178
負債・純資産合計	26,055

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額
売上高	25,966
売上原価	19,900
売上総利益	6,065
販売費及び一般管理費	4,586
営業利益	1,479
営業外収益	86
受取利息	47
受取配当金	26
その他	13
営業外費用	189
支払利息	8
為替差損	42
支払保証料	23
持分法による投資損失	105
その他	9
経常利益	1,376
特別利益	7
関係会社株式売却益	7
税金等調整前当期純利益	1,384
法人税、住民税及び事業税	545
法人税等調整額	411
当期純利益	427
親会社株主に帰属する当期純利益	427

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	16,284
現金及び預金	3,175
受取手形	58
電子記録債権	1,340
売掛金及び契約資産	8,901
有価証券	533
商品及び製品	0
仕掛品	75
原材料	333
前渡金	11
前払費用	64
短期貸付金	420
立替金	1,838
その他	113
貸倒引当金	△582
固定資産	5,037
有形固定資産	2,027
建物	897
構築物	81
機械及び装置	112
車両運搬具	1
工具器具及び備品	104
土地	817
その他	12
無形固定資産	185
ソフトウェア	106
特許使用権	77
その他	0
投資その他の資産	2,824
投資有価証券	772
関係会社株式	783
関係会社出資金	258
長期貸付金	1,926
繰延税金資産	986
その他	24
貸倒引当金	△1,926
資産合計	21,322

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,662
支払手形	27
電子記録債務	1,391
買掛金	2,139
短期借入金	1,980
リース債務	4
未払金	50
未払費用	718
未払法人税等	189
未払消費税等	51
契約負債	630
預り金	2,373
受注損失引当金	742
賞与引当金	353
前受収益	2
その他	7
固定負債	2,432
リース債務	10
債務保証損失引当金	224
退職給付引当金	2,155
その他	40
負債合計	13,094
純資産の部	
株主資本	7,842
資本金	1,947
資本剰余金	1,537
資本準備金	1,537
その他資本剰余金	0
利益剰余金	4,384
利益準備金	153
その他利益剰余金	4,231
別途積立金	1,050
繰越利益剰余金	3,181
自己株式	△27
評価・換算差額等	384
その他有価証券評価差額金	384
純資産合計	8,227
負債・純資産合計	21,322

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	16,260
売上原価	12,619
売上総利益	3,640
販売費及び一般管理費	2,809
営業利益	831
営業外収益	1,141
受取利息	2
有価証券利息	47
受取配当金	62
受取家賃	35
債務保証損失引当金戻入額	987
その他	6
営業外費用	1,452
支払利息	8
支払保証料	23
為替差損	263
貸倒引当金繰入額	1,148
その他	8
経常利益	519
特別利益	9
関係会社株式売却益	9
税引前当期純利益	529
法人税、住民税及び事業税	245
法人税等調整額	229
当期純利益	54

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

水道機工株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉持 直樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	重松 良平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、水道機工株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、水道機工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

水道機工株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 倉持 直樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 重松 良平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、水道機工株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている会社の内部統制に係る体制全般について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室並びに法務・総務・経理をはじめとする内部統制関係部署と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について、監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果等の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、会計監査人が行う主要な事業所と施工現場の往査に立会い、その職務の執行状況を確認いたしました。併せて期中において会計監査人が監査上注意を払った事項、ならびに監査等委員が精査を要望した事項等についてコミュニケーションを図りました。これらの事項は特別な検討を必要とするリスクや、見積の不確実性が高い領域を含みます。会計監査人が特に注意を払った監査上の主要な検討事項である関連会社の損失計上等の当否に関する判断の妥当性に関しては、会計上の見積もりを行うに当たって用いられた主要な監査上の対応について会計監査人から詳細な説明を受けると共に意見交換を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の説明を受け、必要に応じて質疑を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

水道機工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 柴田 宗孝 ㊞

監 査 等 委 員 齋 藤 敏 仁 ㊞

監 査 等 委 員 竹内佐和子 ㊞

(注) 監査等委員 齋藤敏仁、竹内佐和子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益配分を経営上の重要課題と認識しており、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めることを重視し、配当については安定配当の継続性を第一義としながらも業績及び諸指標を勘案して、株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績や財政状態及び経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、以下の通り1株当たり55円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する事項及びその総額

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	55円
配当総額	235,484,645円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案

取締役（監査等委員を除く）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員を除く）7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員を除く）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、当社のガバナンス委員会への諮問・答申を踏まえ決定しており、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員を除く）の候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位及び担当	
1	ふるかわ	とおる	代表取締役社長 CEO兼COO	再任
2	まるやま	ひろき	専務取締役 グループ経営企画部担当 管理本部担当	再任
3	たかのす	しげゆき	取締役 水処理事業本部本部長 企画管理部門・マーケティング部門担当	再任
4	こくぶ	けんご	取締役 安全・品質担当 水処理事業本部副本部長 エンジニアリング部門担当	再任
5	むらかみ	えいじ	取締役	再任 社外 独立
6	ふじもと	ひであき	取締役	再任 社外 独立
7	おおかわ	かずひろ	取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ふるかわ
古川

とおる
徹

(1962年12月21日生)

所有する当社の株式数16,422株
在任年数6年
取締役会出席状況.....18/18回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1986年4月 東レ株式会社入社
2012年6月 トーレ・インダストリアル・マレーシア社取締役
2016年6月 東レ・プレシジョン株式会社代表取締役社長
2019年6月 当社代表取締役副社長環境事業担当
2020年6月 当社代表取締役副社長海外事業担当
株式会社水機テクノス代表取締役社長

2021年6月 当社代表取締役社長
CEO 兼 COO
株式会社水機テクノス代表取締役社長
2022年6月 当社代表取締役社長
CEO 兼 COO (現任)
株式会社水機テクノス取締役会長(現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社水機テクノス取締役会長

取締役候補者とした理由

技術・生産・エンジニアリング業務全般における豊富な経験と深い専門能力を有するとともに、2021年6月の当社代表取締役社長就任以降、当社グループの経営を牽引し、国内外の事業を含めグループ全体の経営監督の実績から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まるやま
丸山

ひろき
広記

(1963年3月11日生)

所有する当社の株式数11,715株
在任年数10年
取締役会出席状況.....18/18回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1993年1月 当社入社
2015年6月 当社取締役プラント事業担当
2017年6月 当社取締役プラント事業担当、O&M事業担当
2018年6月 当社常務取締役プラント事業担当、O&M事業担当

2022年6月 当社専務取締役
グループ経営企画部担当、
管理・コンプライアンス部門担当
2024年4月 当社専務取締役
グループ経営企画部担当、
管理・コンプライアンス本部担当
2024年12月 当社専務取締役
グループ経営企画部担当、
管理本部担当 (現任)

取締役候補者とした理由

当社グループ全体の中期経営計画の戦略立案並びに実行において、公共事業の営業分野における豊富な経験と深い専門能力をもとに卓越した実績を上げるとともに、適切な業務遂行と客観的な経営の監督が遂行出来ていると評価し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

たかの す しげ ゆき
鷹 栖 茂 幸 (1967年5月1日生)

所有する社の株式数7,624株
在任年数3年
取締役会出席状況.....17/18回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1992年9月	当社入社	2021年6月	当社常任理事 プラント事業部 副事業部長
2004年10月	当社営業本部 北陸支店長		西日本営業統括
2006年4月	当社営業本部 福岡支店長	2022年6月	当社取締役 プラント事業担当 兼事業部長、O&M事業担当
2016年3月	当社プラント事業部 西日本統括 兼九州支店長 兼南九州営業所長	2024年4月	当社取締役 水処理事業本部本部長 企画管理部門・マーケティング部門 担当(現任)
2018年4月	当社理事 プラント事業部 西日本営業統括 兼九州支店長 兼南九州営業所長		

取締役候補者とした理由

当社グループの基幹事業である浄水場建設の公共事業の営業分野において、長年にわたって第一線での優秀な実績があり、その営業活動で培った専門的な知見・見識を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行って、客観的に経営の監督を遂行出来ていると評価し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

こく ぶ けん ご
國 分 健 吾 (1972年11月4日生)

所有する社の株式数2,198株
在任年数1年
取締役会出席状況.....14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1996年4月	当社入社	2024年4月	当社常任理事 水処理事業本部副本部長 エンジニアリング部門担当
2012年4月	当社公共事業部 計画技術室長		
2015年4月	当社プラント事業部 技術部長	2024年6月	当社取締役 安全・品質担当 水処理事業本部副本部長 エンジニアリング部門担当(現任)
2018年4月	当社プラント事業部 技術部長 兼 P P P 推進室 参事		
2023年4月	当社理事 環境事業担当兼事業部長、 海外事業(SKVN)担当兼事業部長		
2023年7月	当社常任理事 環境事業担当兼事業部長、 海外事業(SKVN)担当兼事業部長		

取締役候補者とした理由

当社グループの基幹事業である浄水場建設等の公共事業の技術分野において、専門的な知見・見識を有する他、民需分野での事業責任者を経験するなど、幅広い業務経験を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行って、客観的に経営の監督を遂行出来ていると評価し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

むら かみ え い じ
村上 英治 (1959年7月18日生)

所有する当社の株式数……………一株
在任年数 ……………3年
取締役会出席状況……………18/18回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1982年4月	東洋信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式会社)入社	2016年4月	同社資産運用部長
2005年10月	MU投資顧問株式会社 (現 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社)(出向)	2018年2月	同社融資部長
	事務管理部長	2021年4月	同社運用審査部長
2009年6月	同社法務コンプライアンス部長	2021年10月	JPインベストメント株式会社 監査役(兼任)
2010年4月	株式会社かんぽ生命保険 運用企画部担当部長	2022年4月	一般財団法人郵政福祉 資金運用部長
2012年12月	同社運用審査部長	2022年6月	当社取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

東洋信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)において長年にわたり経済・企業の調査及び分析・投資に関する業務を務めた経験がある他、MU投資顧問株式会社(現 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社)で法務コンプライアンス部長を、株式会社かんぽ生命保険で運用審査部長を歴任された経験を有し、当社取締役会での意思決定において客観的な見地からの助言等によりガバナンスの強化に貢献しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

ふ じ も と ひ で あ き
藤本 英昭 (1958年8月15日生)

所有する当社の株式数……………一株
在任年数 ……………1年
取締役会出席状況……………14/14回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1981年4月	三菱油化株式会社 (現 三菱ケミカル株式会社)入社	2017年4月	エムイーテクノ株式会社 代表取締役社長
2009年4月	同社設備技術部長	2024年6月	当社取締役(現任)
2014年4月	三菱化学エンジニアリング株式会社 取締役		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三菱化学エンジニアリング株式会社において設備工事を中心に社内外・海外向けEPC(設計・調達・建設)に従事した経験がある他、エムイーテクノ株式会社でメンテナンス会社の社長として設備メンテナンスの利益向上に尽力された経験を有しております。当社取締役会での意思決定において、エンジニアリング全般に関する知見を基に助言等をいただいております、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

おおかわ かずひろ

大川 和宏 (1959年12月4日生)

所有する当社の株式数……………一株
在任年数……………1年
取締役会出席状況……………14/14回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年4月 松下電器産業株式会社(現 パナソニックホールディングス株式会社)入社
1996年12月 ドイツ連邦共和国
ブレーメン州立ブレーメン大学
物理学科 教授
2009年4月 東京理科大学
理学部応用物理学科 教授

2016年9月 サウジアラビア王国
アブドラ王立科学技術大学 (King
Abdullah University of Science
and Technology)教授 (現任)
2024年6月 当社取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

アブドラ王立科学技術大学 (King Abdullah University of Science and Technology) 教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松下電器産業株式会社(現 パナソニックホールディングス株式会社)において青色半導体レーザー開発をはじめ、半導体関連の開発業務に従事された経験を有しております。会社経営に直接関与された経歴はありませんが、当社取締役会での意思決定において海外大学における教鞭経験を通じ、製品開発や海外事業展開への助言等をいただいております、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古川徹氏は、1986年4月から2012年6月に至るまで当社の親会社である東レ株式会社において使用人の地位に、2012年6月から2016年6月に至るまで東レ株式会社の子会社であるトーレ・インダストリアル・マレーシア社において取締役の地位に、2016年6月から2019年6月に至るまで東レ株式会社の子会社である東レ・プレジジョン株式会社において代表取締役社長の地位にありました。
3. 村上英治氏、藤本英昭氏、大川和宏氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、村上英治氏、藤本英昭氏、大川和宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 村上英治氏、藤本英昭氏、大川和宏氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たした独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き、各氏を独立役員とする予定であります。
6. 大川和宏氏は、アブドラ王立科学技術大学 (King Abdullah University of Science and Technology) の教授であります、当社と同大学の間には、人的・資本的・取引関係その他の利害関係はありません。

※ご参考
本定時株主総会において、第2号議案が原案通り承認可決された場合、当社が取締役として期待する分野・役割(スキル・マトリックス)及び委員会構成メンバーは、以下の通りであります。

氏名		企業 経営	マーケティング / 営業	エンジニアリング 技術/開発	財務 会計	人事労務/ コンプライアンス/ システム	ガバナンス 委員会
取 締 役	古川 徹	○	○	○	－	○	○
	丸山 広記	○	○	－	－	○	－
	鷹栖 茂幸	○	○	－	－	－	－
	國分 健吾	○	－	○	－	－	－
	村上 英治	○	－	－	○	○	○
	藤本 英昭	○	－	○	－	－	－
	大川 和宏	－	－	○	－	－	－
監査 等 委員	柴田 宗孝	○	－	○	－	－	－
	齋藤 敏仁	－	－	－	○	○	－
	竹内 佐和子	○	－	○	－	－	○

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

ち だ か ず お

千 田 一 夫

(1948年9月6日生)

所有する当社の株式数……………一株

在任年数……………一年

取締役会出席状況……………一回

社 外

独 立

[略歴]

1967年4月	株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行	2006年6月	同社監査役
		2009年6月	当社監査役
1998年2月	同行新松戸支店長	2010年2月	株式会社ティムコ社外監査役
2002年4月	矢野新商事株式会社 執行役員	2016年2月	同社社外取締役
	経理部長	2016年6月	当社社外取締役(監査等委員)
2003年4月	同社取締役経理部長		
2006年4月	みずほスタッフ株式会社顧問		

補欠の社外取締役（監査等委員）候補者とした理由及び期待される役割の概要

千田一夫氏につきましては、矢野新商事株式会社における豊富な経営経験に加え、株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行)における銀行業務への従事経験や、みずほスタッフ株式会社で顧問・監査役、株式会社ティムコで社外監査役・社外取締役を務める等、財務会計及び監査業務の豊富な知識・経験等を当社の監査業務に活かすことを期待し、補欠の社外取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。

社 外

社外取締役候補者

独 立

証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 千田一夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 千田一夫氏は、補欠の社外取締役(監査等委員)候補者であります。2016年6月から2024年6月まで当社の社外取締役（監査等委員）でありその在任期間は8年でした。
3. 千田一夫氏が、社外取締役（監査等委員）に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、千田一夫氏が社外取締役（監査等委員）に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

以 上

トピックス

緊急災害水支援チーム(EWAT)設立

災害時の水供給体制として当社独自の緊急災害水支援チーム「EWAT(イーワット)」(Emergency Water Assistance Team)を8月に発足いたしました。災害などによる断水時にマクセス・セイフティ等の非常災害用造水装置を活用し、飲雑用水確保の支援・復興活動を行います。EWATの活動をより多くの方に知っていただくことで、自治体や団体との連携をよりスムーズにできる体制づくりを目指していきます。



国土交通大臣表彰受賞

専務取締役の丸山広記が令和6年度の水道関係功労者国土交通大臣表彰を受賞いたしました。永年、水道産業に携わり数々の新技術、製品を提供、水道プラントの建設を通じた安全でおいしい水づくりに貢献したことや、水道関係団体活動を通じた水道の普及発展に尽力したことが評価されたもので、昨年12月の表彰式に出席いたしました。



福岡県田川郡「さくら浸出水処理施設」完成

福岡県田川郡の8市町村が共同で建設を進めていた埋め立て地からの浸出水を処理する「さくら浸出水処理施設」が2024年10月31日に完成しました。本施設は、広域ごみ処理施設「さくら環境センター」から流出する浸出水を処理する施設です。1日の処理能力は120m³/日で、高度処理などを備え、適切な処理プロセスによって地下水や放流先の地域環境の水質汚染を防止します。



第121回 定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
水道機工株式会社 本社7階会議室



交通機関のご案内

- 電車：小田急小田原線千歳船橋駅(各駅停車または準急をご利用ください)下車 徒歩約5分
- バス：東急田園都市線用賀駅より東急バス(祖師ヶ谷大蔵駅行)千歳船橋下車 徒歩約5分
- バス：京王線千歳烏山駅より京王バス(千歳船橋駅行)終点下車 徒歩約3分

駐車場の用意はいたしておりませんので、電車またはバスをご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。